様式第４

認定経営力向上計画に係る事業の承継及び事業承継等事前調査報告書

年　　月　　日

主務大臣名　殿

住　　所
名称及び
代表者の氏名

年　　月　　日付けで認定を受けた経営力向上計画に従って事業を承継したこと及び事業承継等事前調査を実施したことを、経営力向上に関する命令第５条第１項の規定に基づき報告します。

記

・実施した経営力向上の内容
・実施した事業承継等事前調査の内容
・表明保証保険契約（他の会社の株式又は持分の取得に基因し、又は関連して生ずる損害を填補する保険に係る契約）の締結（□有／□無）
（当該契約を締結している場合）
・支払限度額（当該契約に係る支払保険金の上限）は５億円以下である（□）

（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。
（記載要領）
実施した経営力向上の内容については、事業承継等の概要及びその実施時期を記載する。
実施した事業承継等事前調査の内容については、当該調査の内容について記載し、調査の内容を補足する書類を添付する。
表明保証保険契約の締結については、締結の有無について記載し、締結をしている場合には、支払限度額（当該契約に係る支払保険金の上限）を証する書類を添付する。

様式第五を削る。

附　則

（施行期日）
第一条　この命令は、令和六年四月一日から施行する。
（経過措置）
第二条　この命令の施行の際現にあるこの命令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この命令による改正後の様式によるものとみなす。
２　この命令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号

中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第八条第一項及び第十三条の規定に基づき、社外高度人材活用新事業分野開拓に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和六年三月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　松本　剛明
財務大臣　鈴木　俊一
厚生労働大臣　武見　敬三
農林水産大臣　坂本　哲志
経済産業大臣　齋藤　健
国土交通大臣　斉藤　鉄夫
環境大臣　伊藤信太郎

社外高度人材活用新事業分野開拓に関する命令の一部を改正する命令

社外高度人材活用新事業分野開拓に関する命令（令和元年内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（社外高度人材活用新事業分野開拓計画の認定の申請） **第一条**　［略］ ２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一　当該新規中小企業者等の社外高度人材活用新事業分野開拓計画において活用する社外高度人材に対する業務の委託に関する契約（以下この号及び第五条第五号において「業務委託契約」という。）の契約書の写し（申請時に業務委託契約が締結されていない場合には、当該社外高度人材活用新事業分野開拓計画の開始の日より前に締結する予定の業務委託契約の契約書案の写し）	（社外高度人材活用新事業分野開拓計画の認定の申請） **第一条**　［略］ ２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一　当該新規中小企業者等の社外高度人材活用新事業分野開拓計画において活用する社外高度人材に対する業務の委託に関する契約（以下この号及び第五条第六号において「業務委託契約」という。）の契約書の写し（申請時に業務委託契約が締結されていない場合には、当該社外高度人材活用新事業分野開拓計画の開始の日より前に締結する予定の業務委託契約の契約書案の写し）